

所有外資産の資産計上に係る実務上の取扱いについて

令和 5 年 1 月 1 7 日
総務省自治財政局財務調査課

第1回WGでの議論を踏まえた今後の方向性について①

1. 所有外資産の資産計上について

- 現状、「当該地方団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産」と定義する所有外資産については、管理する地方団体が当該資産に係る所有権を有しないことから、**統一的な基準の「資産」の定義である「支配するもの」に該当しないと整理し、資産計上していない。**

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年4月） p. 8

第2章 本基準の基礎概念

V 財務書類の構成要素

1 総則 (1) 資産

- 38. 資産とは、過去の事象の結果として、**特定の会計主体が支配するもの**であって、**将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源**、または**当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの**をいう。

- しかし、企業会計における概念フレームワークにおいては、**資産の定義における「支配」は、必ずしも所有権を有していることを条件とされていない。**

討議資料 財務会計の概念フレームワーク（2006年12月企業会計基準委員会）

【本文】

〔資産〕

- 4. 資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう(2)(3)。
- (2) ここでいう支配とは、**所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態**をいう。経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産及びそれらとの同等物を含む。経済資源は市場での処分可能性を有する場合もあれば、そうでない場合もある。
- (3) 一般に、繰延費用と呼ばれてきたものでも、将来の便益が得られると期待できるのであれば、それは、資産の定義には必ずしも反していない。その資産計上がもし否定されたとしたら、資産の定義によるのではなく、認識・測定要件または制約による。

- また、地方公会計においても、所有権移転外ファイナンス・リース等の場合において、所有権を有しないものについて資産計上している例がある。

⇒ **統一的な基準の「資産」の定義である「支配」についても、所有権の有無にとらわれず、実際の管理権限についての実態を見て判断すべきではないか。**

第1回WGでの議論を踏まえた今後の方向性について②

- 所有外資産は、各地方団体が、建設費はもとより維持管理費を負担するとともに、**一定の管理権限**（具体例は以下のとおり。）を有している。

	指定区間外の国道	指定区間の一級河川	二級河川、準用河川
整備に係る計画	道路整備計画の報告 （策定義務はないが、策定した場合、道路法第76条により国への報告義務がある）	河川整備基本方針は 国において策定・変更	河川整備基本方針の策定・変更（河川法第16条） ※長期的な河川整備の方針として、水系ごとに、河川管理者が全国的な整備バランスを確保しつつ、水系全体を見渡して定める必要のある事項を定めるもの
		河川整備計画の策定・変更（河川法第9条第2項、河川法施行令第2条） ※河川整備基本方針に沿って行う河川の整備に関する事項を定めるもの	河川整備計画の策定・変更（河川法第16条の2） ※河川整備基本方針に沿って行う河川の整備に関する事項を定めるもの
維持・修繕	道路の維持・修繕その他の管理（道路法第13条）	河川工事、河川の維持（河川法第9条第2項、河川法施行令第2条）	河川工事、河川の維持（河川整備計画に沿って実施）
占用の許可	道路の占用の許可（道路法第32条）		流水の占用の許可（河川法第23条） 土地の占用の許可（河川法第24条）
占用の禁止	道路の占用の禁止（道路法第37条）		
占用以外の行為の許可	限度超過車両の通行の許可（道路法第47条の2）		工作物の設置の許可等（河川法第26条）
占用以外の行為の禁止	通行の禁止（道路法第46条） 等		河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止等（河川法第29条）

第1回WGでの議論を踏まえた今後の方向性について③

- 前項の具体例を見ると、いずれについても資産管理を計画立てて行うこととされていること、維持・修繕等の工事を行うこと等、**当該資産に対し一定の実質的支配を及ぼしている**と言えるのではないか。
- 以上から、**統一的な基準における「資産」の定義である「支配」は、必ずしも所有権を有していることを条件とせず、法令等に基づく管理権限を有する状態も実質的に含むものと改めて整理し、所有外資産は「資産」に該当することとすべきではないか。**

2. 所有外資産の計上方法について

- 所有外資産の資産計上に当たっては、**有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産のいずれかに計上**することとなるが、所有外資産に資産性があると整理したとき、一般の固定資産との違いは所有権の有無のみになるため、**有形固定資産と整理する**のがよいのではないか。
- ただし、事務局からは企業会計の所有権移転外ファイナンス・リース取引の取扱いに倣い有形固定資産として計上する案を提示したが、所有権移転外ファイナンス・リースとの間に類似性を見出すことは困難であり、**所有権移転外ファイナンス・リース取引における資産計上とは別の論理での資産計上**となることに留意。
- また、資産計上する際の表示科目としては、所有外資産であることを明確に示すため、**新たな表示科目**を設けてはどうか。
- ただし、新たな表示科目名の追加に伴いシステム改修の検討を要する団体も生じうる。その場合は、システム改修せず以下の2案により対応することも考えられる。
 - ① **新たな表示科目を設けるが、システム改修は行わず、公表する財務書類にのみ新たな表示科目で表示する**
 - ② **新たな表示科目は設けず、現在注記している所有外資産を現行の表示科目に計上した上で、注記において各表示科目に含まれる所有外資産の価額を示す**

【参考】関係法令等①

○道路法（昭和27年法律第180号）

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、**国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法**（昭和二十六年法律第九十七号）**の規定の適用を受ける災害復旧事業**（以下「災害復旧」という。）**その他の管理は、政令で指定する区間**（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、**その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。**

2～6 略

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる**工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合において****は、道路管理者の許可を受けなければならない。**

一～七 略

2～5 略

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第三十七条 **道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路**（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）**の占有を禁止し、又は制限することができる。**

一～三 略

2～3 略

（報告の提出）

第七十六条 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

一 **道路整備計画**

二～五 略

2 略

道路法第十二条

国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

○道路法改正法（昭和39年法律第163号）

附則

（経過規定）

3 国土交通大臣は、**改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道**（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）**の新設又は改築でその行うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の存する都道府県又は指定市が行う**こととすることができる。この場合においては、道路法第十七条第九項の規定を準用する。

【参考】関係法令等②

○河川法（昭和39年法律第167号）

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3・4 略

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6・7 略

（二級河川の管理）

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

3～4 略

○河川法施行令（昭和40年政令第14号）

（都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理）

第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 法第十二条第一項の規定により河川の台帳を調製し、これを保管すること。

二 河川整備基本方針を定め、又は変更すること。

三 水利使用で次に掲げるもの（以下「特定水利使用」という。）に関し、法第二十三条、第二十三条の二、第二十四条、第二十六条第一項、第三十四条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。

イ～ホ 略

四～八 略

2 法第九条第五項の規定により、同項に規定する区間について、指定都市の長が行うこととされる管理は、前項各号に掲げるもの以外のものとする。

3 略

改訂版 逐条解説 河川法解説（河川法研究会 編著） p.57～59 ※河川法第9条、河川法施行令第2条の解説

九 国土交通大臣が自ら行う管理、都道府県知事又は政令指定都市の長が行う管理、地方整備局長又は北海道開発局長に委任される管理は、略述すれば次のとおりである（施行令第二条、第五十三条）。

（中略）

（三）地方整備局長又は北海道開発局長が指定区間以外の区間において行う管理

河川の管理で（一）において述べたもの以外のもの。例示すれば、河川工事、河川の維持又は河川管理施設の操作を行うこと、兼用工作物の工事等の協議を行うこと、附帯工事を施行すること、出願工事の承認を行うこと、特定水利使用に関する処分以外の河川使用に関する処分を行うこと及び原因者工事の施行命令、費用負担命令等を発すること並びに緊急時において公用負担を課すること等である。

（四）都道府県知事又は政令指定都市の長が指定区間において行う管理

河川の管理で（一）及び（二）において述べた以外のもの。例示は（三）において述べたところとほぼ同様である。

【参考】関係法令等③

○河川法（昭和39年法律第167号）

（河川整備基本方針）

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

2～6 略

（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2～7 略

改訂版 逐条解説 河川法解説（河川法研究会 編著）

p.81 ※河川法第16条の解説

（前略）

一（一）河川管理者は、長期的な河川整備の方針（河川整備基本方針）として、水系ごとに、河川管理者が全国的な整備バランスを確保しつつ、水系全体を見渡して定める必要のある事項（基本高水、そのダムと河道への配分、主要地点の計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量等に関する事項）を定めておかなければならない。（以下略）

p.86 ※河川法第16条の2の解説

（前略）

一 河川整備計画は、ダム、堰、堤防等の河川工事、しゅんせつ等の河川の維持の両面にわたり、主要なものに限らず河川整備の計画の全体像が明らかになるように定めるものである。
また、河川整備基本方針に沿って行う河川の整備（河川工事及び河川の維持）に関する事項を定めるものであり、すべての河川について一律に定めることを要するものではなく、河川の整備が河川整備基本方針に沿って計画的に行われることとなる河川の区間について定めるものである。（以下略）

【参考】関係法令等④

○河川法（昭和39年法律第167号）

（国土交通大臣の認可等）

第七十九条 都道府県知事は、**第九条第二項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。**

2 都道府県知事は、**その管理する二級河川について、**第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ**国土交通大臣に協議してその同意を得、**第二号又は第三号に該当する場合においては、**あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。**

一 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合

二 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合

三～四 略

○河川法施行令（昭和40年政令第14号）

（国土交通大臣の認可）

第四十五条 法第七十九条第一項の一級河川の管理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 **河川整備計画**を定め、又は変更すること。

二 次に掲げる施設に係る**改良工事**

イ ダム（基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものを除く。）

ロ 地下に設ける河川管理施設で国土交通省令で定めるもの

三～六 略

第2回WGでの検討事項について

- 第2回WGにおいては、実施可能性を踏まえて、以下の**実務上の取扱い**について検討する。
 - ・ 計上対象とする所有外資産の範囲をどこまでとするか
(「指定区間外の国道」及び「指定区間の一級河川等」以外の所有外資産の取扱い)
 - ・ 適用時期（実務上の負担等を勘案し、整備期間を設けるか）
 - ・ 固定資産台帳への記載を求めるか（負担を勘案）
 - ・ 過去分をどこまで遡及計上するか
 - ・ 工作物のみ計上するのか、土地と工作物いずれも計上するか など

計上対象とする所有外資産の範囲について①

- 第1回のWGにおいては、**指定区間外の国道、指定区間の一級河川等から優先して検討すること**としており、それ以外の所有外資産については、**実施可能性の観点も踏まえて第2回WGで検討すること**とした。
- 所有外資産の定義に照らすと、指定区間外の国道、指定区間の一級河川の他にも該当しうるものがあるが、管理権限のない資産は所有外資産に該当しない（＝資産計上の対象とならない）ことに留意。

例：管理権限のない資産

【整備新幹線】

現在、整備新幹線の建設に当たっては、貸付料等一部の収入を除く建設費用について、沿線の都道府県（市町村）が負担金として1/3を負担することとなっている。

整備新幹線は**鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有**しており、**JR旅客会社にリース**されている。地方団体が整備費用を負担する一方で所有権は有しないという点で所有外資産の定義に当てはまるようにも見えるが、地方団体は**管理権限を有しない**（JR旅客会社又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構が管理権限を有する）。

都道府県（市町村）は負担金を支出するのみで支配しているとは言えず、所有外資産の定義には該当しない。

【過疎地域において、都道府県が代行整備した道路等】

過疎地域市町村は、財政力が弱く、また技術的能力も十分でない場合が多いため、基幹的な市町村道等や下水道事業の整備について、過疎地域自立促進都道府県計画に基づき、都道府県が過疎地域市町村に代わって事業を行うことができる。

整備された**市町村道等は市町村が所有**する。都道府県が整備費用を支出する一方で所有権は有しないという点で所有外資産の定義に当てはまるようにも見えるが、都道府県は**管理権限を有しない**（過疎地域市町村が管理権限を有する。）。

都道府県は整備費用を支出するのみで支配しているとは言えず、所有外資産の定義に該当しない（市町村の有形固定資産として計上される。）。

計上対象とする所有外資産の範囲について②

- 前項を踏まえ、所有外資産に該当するものを例示すると、治山施設、海岸、空港等が当てはまる。
- 実際に所有外資産を計上するに当たっては、各地方団体において該当する所有外資産を洗い出すことが望ましいが、実施可能性を踏まえ、**実務負担を考慮する必要がある**。具体的な負担としては以下が考えられる。
 - ・ 該当する所有外資産の精査・把握
 - ・ それらの所有外資産について、それぞれ価額等を把握すること
 - ・ それらについて、今後減価償却した額等を考慮し情報をメンテナンスしていくこと



- 企業会計においては、**重要性の乏しいものについては簡便な会計処理による**ことも認められており、地方公会計においても同様の原則が掲げられている。

企業会計原則注解

【注1】重要性の原則の適用について

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、**重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる**。（以下略）

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年4月） p. 7

IV財務書類の質的特性

6 重要性の原則

36. 重要性の原則とは、**企業会計の場合と同様**、財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、**どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか**を意味し、**財務書類に情報を盛り込むべきか否か**という点等が考慮されるべきである。

- 所有外資産については、**資産と負債の差である純資産が実態よりも低く出してしまうアンバランス**が生じることが問題。
その点では、重要性の原則に照らし、当該団体の所有外資産の資産総額に対する価額の割合が大きく（＝地方団体の財務書類への影響が大きい）、**アンバランス解消に有意義な資産を優先して計上することが合理的ではないか**。
- したがって、前回資料で見たとおり、所有外資産の中でも大きな割合を占めると考えられる**指定区間外の国道、指定区間の一級河川等を優先して計上対象とすること**としてはいかがか。
※ただし、それ以外の所有外資産の計上を妨げるものではない。

適用時期について

- 所有外資産を資産計上するに当たっては、管理する所有外資産の有無や価額の把握に係る実務負担を軽減するため、一定の整備期間が必要と考えられる。
- 参考事例として、統一的な基準が作られた際には、地方団体に対し財務書類の作成を要請するに当たって、3年間の整備期間を設けている。

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日総財務第14号）

（前略）つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間ですべての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。（以下略）

- また、財務書類の整備期間3年間の前提として、固定資産台帳の整備期間について、1～2年間の想定していた。

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年4月） p.31

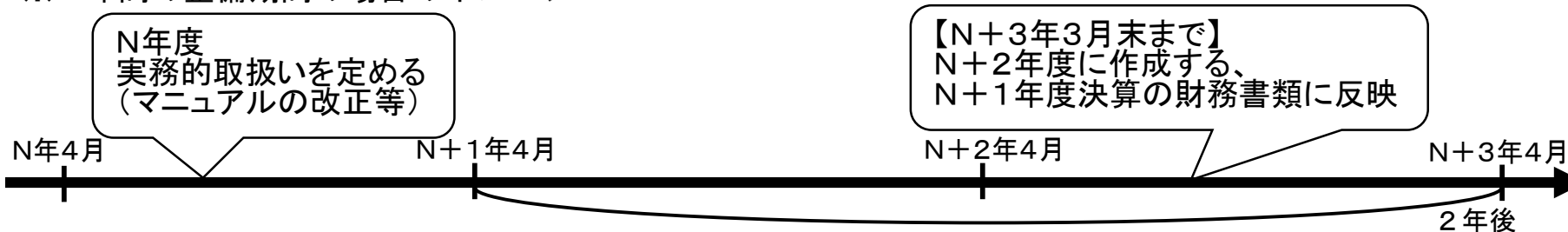
V 整備手順等の実務

1 整備手順・整備期間

286. 固定資産台帳の整備期間については、1～2年間以内を目安としているが、これは、①庁内の整備体制について、組織改正等によって体制整備を行う場合には、相応の期間が必要となる場合があること、②団体の規模、資産の量によっては、関連部署合同の計画・準備や資産の棚卸に時間を要する場合もあると考えられること等から幅を持たせている。

- 今回も資産の棚卸等に相応の時間が必要になることが想定される一方、年度を越えると価額や数量等が変わることも考えられることから、あまり長い整備期間を設けても、効率的な資産の棚卸等の準備を却って阻害しうる。
- したがって、マニュアルの改正等、実務的取扱いが具体的に定まった年度の次の年度を始期として1～2年間の整備期間を設けることとしてはいかがか。

※ 2年間の整備期間の場合のイメージ



固定資産台帳への記載について

○ 所有外資産を資産計上する場合、固定資産台帳に当該資産を記載するかが問題となる。

○ まず、地方団体が所有する全ての財産は固定資産台帳に記載することとされている。

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（統一的な基準による地方公会計マニュアル p.125）

Ⅱ 固定資産台帳の整備目的

2. 固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、**所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について**、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。（中略）
4. 固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。（以下略）

○ また、所有外資産については、現状でも、公共施設等のマネジメントの観点から固定資産台帳に記載することが望ましいとされている。

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（統一的な基準による地方公会計マニュアル p.127）

21. **管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等**については、当該地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、**固定資産台帳に記載し、貸借対照表に財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）を注記することが望まれます**。また、表示登記が行われていない法定外公共物についても、同様の取扱いとすることが望まれます。

○ さらに、**ファイナンス・リース取引により取得した所有権のない資産や、PFI等の手法により整備した所有権がない資産**についても、**固定資産台帳にその価額を記載すること**となっている。



○ 上記のとおり、統一的な基準が制定された当初から所有外資産は固定資産台帳に記載することが望ましいとされており、さらに、所有権がなくとも固定資産台帳に記載されているものもある。

所有外資産を資産として計上する場合は、固定資産台帳に記載することが、公共施設等のマネジメントを一元的に行う観点から望ましいのではないか。

※ なお、現状、岐阜県等いくつかの団体においては、所有外資産を固定資産台帳に記載している。

過去分の遡及計上について

- 過去に整備費用等を支出した所有外資産については、どこまで遡って計上対象とするかが問題となる。
- 参考事例として、統一的な基準において、物品以外の有形固定資産のうち**昭和59年度以前に取得したものは取得原価不明と同様の取扱い**としているが、昭和59年を区切りとした理由は以下のとおり。
 - ・ 取得価額の判明状況が、昭和59年度を境に逆転することから、**比較可能性及び実施可能性を担保するため**。
⇒抽出調査の結果、昭和60年度までの有形固定資産の取得価額を把握している団体が6割以上だったのに対し、昭和59年度以前の有形固定資産の取得価額を把握している団体については3割未満であった。
 - ・ 地方債の償還年限が最大30年であることから、**平成26年当時で30年が経過し、対応する負債が残っていないため**。（負債が資産を上回ることはないため。）



- 上記を踏まえると、遡及計上については下記の2案が考えられる。

【案1：見直し年度から30年前まで遡及して計上（例：令和5年度から遡って平成6年度まで）】

所有外資産を資産計上する目的の一つは財務書類におけるアンバランスの解消であり、そのアンバランスとは、所有外資産の整備に係る地方債が負債に計上されていることによるものであるため、**地方債の償還期限に合わせる案**。

【案2：昭和60年度以降取得分を計上】

所有外資産についても、昭和59年度以前の有形固定資産の取扱いと同様に扱うこととすることで、**統一的な基準全体で整合性を取る案**。

土地と工作物の計上について

- 所有外資産の計上に当たっては、工作物のみ計上するか、土地と工作物をいずれも計上するかという2通りの計上方法が考えられる。
- 「支配」という観点から見ると、例えば道路における占用の禁止や河川整備計画の策定等の一定の支配を資産に及ぼす管理権限は、土地・工作物それぞれ単体だけに効果のあるものではなく、**土地と工作物いずれに対しても効果を及ぼすもの**と考えられる。
- このように、管理権限の対象が土地と工作物を分けて考えるものではないため、資産計上の対象としても、**土地と工作物のいずれも計上する方が自然ではないか。**
- また、現在所有外資産について注記に記載している都道府県のほとんどが**土地の価額も記載している**ため、現状の取扱いにも沿ったものになるのではないか。
 - ・ 令和2年度決算財務書類の注記において、所有外資産について記載している都道府県 15団体
 - ・ 上記のうち、土地の価額を記載している団体 13団体



- **支出を伴い取得した資産については、土地と工作物いずれも計上することが望ましいのではないか。**

なお、**支出を伴わず取得した資産（無償譲渡など）の取扱い**については、以下の2案が考えられる。

【案1：資産計上しない】

資産と負債のアンバランスを解消するという点を重視すると、当該資産に関して**地方側の支出がなければ地方債も生じない**ことから、把握・計上に伴う**地方公共団体の負担を考慮**し、資産計上しない案。

【案2：資産計上する】

支出を伴わず取得した資産についても**管理権限は有するため、ストックマネジメントの観点から**、資産計上（及び固定資産台帳に記載）することが望ましいこととする案。

※なお、案2を採用した場合の**評価基準**については要検討

（参考：現状の基準では、適正な対価を支払わずに取得した有形固定資産は、原則、再調達原価、

ただし、無償で移管を受けた道路等敷地は、例外的に1円計上）

第1回WGにおける主な意見①

- 議論の出発点として、統一的な基準の「資産」定義に照らして、**所有外資産の資産性を改めて確認すべき。**
- 所有外資産の管理権限には、メンテナンスに加えて、使用を制限禁止する手段なども含まれており、その実態に鑑みれば、**実質上「支配している」ものとして、資産性を認めることができるのではないか。**
- 企業会計においても、リースや施設利用権、税務上の繰延資産など、所有権がなくても支配に該当する事例はある。**所有権の有無と支配は必ずしも連動せず、実質的に支配しているということで、解釈を広げる形で資産の範囲を定めることは可能**と考える。
- 資産性があるなら、所有権がなくても**有形固定資産に準じた取扱いがよい。**貸借対照表上の表示も、新科目の設定に伴うシステム改修費のような制約がなければ、**有形固定資産の区分で、所有外資産として表示し、累計額表示までする**のが直感的によい。
- 資産性があるという整理ならば、**一般の固定資産との違いは所有権の有無のみ**になる。所有権移転外リースの位置づけも参考にすれば、**有形固定資産への計上という整理が最もしっくりくる。**
- 有形固定資産に計上する案が最も近いが、**リースの概念とは異なる**ため、別の枠組みとして整理が必要。
- **管理権限は権利とは性質が違い、「無形固定資産」にはなじまない。**
- 税法上の繰延資産の基準は、**課税の公平性のために償却期間を定める側面が強く、損金にする期間を公平にする基準**であることから、「投資その他の資産」への計上根拠にはならないのではないか。
- 異なる勘定科目で計上するのが明確ではあるが、システム改修等の問題が出てくるということであれば、**リースと同様に貸借対照表上は別記せず、注記で所有外資産額を記載する方法もある**のではないか。
- 資産マネジメントの観点からは、**償却資産に関しては減価償却を行い、それを累計額で表示**した方が、老朽化の度合いを測る数値として活用しやすいのではないか。

第1回WGにおける主な意見②

- 国の財務書類との二重計上を考えても、所有外資産として明示することで、明確に通常の所有権を有している固定資産と違うことを示すことができ、また、仮に連結をするとしても、計算が容易になると考えられるため、そういった観点でも違和感はないのではないか。
- 大阪府の独自基準において、所有外資産の工作物は資産計上しているが、土地は資産計上していない。工作物はそのほとんどが府の支出により形成されているが、一方、土地は原初取得で支出がないものも多く、また国の名義で登記されるため、府の所有と言い難いとして、資産計上しない整理としていると聞いている。
- これまでの統一的な基準では土地と建物を並列に扱っているが、所有外資産について、敷地も支配の概念で捉えることができるかは検討が必要。
- 自治体の負担は工作物が多いという実態や、公共施設等マネジメントとして、管理対象となる資産をきちんと把握していくという趣旨から、工作物の方が重要性は高いのではないかな。
- 固定資産台帳への記載は実務上の大きな課題であり、配慮が必要。公共施設マネジメントの観点から、どう活用していくかを見据えて、どの程度の情報が必要なのか、実務負担を含めた議論が必要。
- 計上対象とする所有外資産の範囲については、理論的には資産性があれば計上していいという取扱いになる。その上で、財務書類への影響が大きい道路・河川について優先し、その他は任意でもよいのではないかな。